令和６年度（令和６年11月1日現在）

◎ 鳥 獣 保 護 区

57か所（11か所［1か所］）
64,556.8ha（2,121ha［135ha］）

○ 印は国指定鳥獣保護区を示す。
（ ）内は特別保護地区の箇所数及び面積で内数。
□ 内は特別保護指定区域の箇所数及び面積で内数。

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区

31か所（9か所［1か所］）
14,159ha（1,245ha［135ha］）

番号	名称	区域	面積(ha)
1	三島嶺南鳥獣保護区（四国中央市）	四国中央市金砂町小川山柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから同ダム管理庁舎進入路を南に進み、国道319号に出て、同国道をほぼ南西に進み、県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、富郷橋南端で銅山川に出て、同川右岸を上流に進み、富郷ダムえん堤東端に至る。ここから同ダム常時満水位の貯水線を南に進み、高橋谷橋北端で市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道葛川城師線との交点に至り、ここから同市道を東ないし西に進み、市道城師大橋別子山線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、同県道に出て、同県道を北東に進み、県道上猿田三島線との交点に至り、ここから同県道を北東に進み、市道豊坂千野々線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、農道長瀬1号線との交点に至り、ここから同農道をほぼ東に進み、瀬川橋北端で同川に出て、同川左岸を下流に進み、平野橋北端で同国道との交点に至り、ここから同国道を北に進み、同町と同市富郷町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、法皇山脈の稜線に至り、ここから同稜線を東に進み、市道法皇線に出て、同市道を東に進み、同えん堤東端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南ないし南東に進み、柳瀬ダムえん堤東端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	1,040 (126)
2	阿島長野鳥獣保護区（新居浜市・四国中央市）	新居浜市長野の国道11号と南川農道との交点を起点とし、ここから同農道をほぼ北に進み、阿島に向かう山道に至り、同山道をほぼ北東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南東に進み、県道新居浜土居線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、四国中央市土居町高曽根から山裾に沿って南西に進み、同国道に出て、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	550
3	葛籠尾鳥獣保護区（新居浜市）	愛媛県と高知県との境界にある東光森山三角点（1,486.1メートル）を起点とし、ここから同境界を南西に進み、新居浜市別子山筏津に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、太田尾越を経て、更に同山道を南西ないしほぼ北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、葛籠尾で住友林業株式会社所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界を南ないし南東に進み、更に同境界を北東ないし南東に進み、積善谷に通じる谷との交点に至る。ここから同谷を北東に進み、登美野部落と草原部落を結ぶ山道と積善谷との交点に至り、ここから同谷を南東に約50メートル進み、同谷と小谷との分岐点に至り、ここから同小谷の東側の稜線をほぼ南東に進み、東光森山に向かう稜線との交点に至り、ここから同稜線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	280
4	高縄鳥獣保護区（松山市）	松山市地蔵堂の県道湯山高縄北条線と善応寺農道との交点を起点とし、ここから同農道を北東に進み、落合に通じる畑総管理道との交点に至り、ここから同管理道を北東に進み、院内川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、大本神社前に至る。ここから標高点（559.0メートル）に至る稜線を南東に進み、同標高点を経て、更に稜線を南東に進み、林道雄鹿2号線に出る。ここから同林道をほぼ南東に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	300
5	佐礼谷鳥獣保護区（伊予市）	伊予市双海町上灘の国道56号と県道中山双海線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道赤海線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、県道中山伊予線に出て、同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、同国道に出て、同国道を西ないしほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	300 (20)
6	亀谷鳥獣保護区（喜多郡内子町）	喜多郡内子町上川の県道美川小田線と町道今生薬師堂線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西に進み、町道中川亀ヶ谷線との交点に至り、ここから同町道及びこれに続く山道をほぼ北に進み、日浦嶺三角点（900.9メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ北に進み、同三角点に至る。ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道をほぼ南に進み、林道野村生地線を横断し、更に同街道を南に進み、林道今生坂線を横断し、更に同街道を南に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南に進み、町道今生薬師堂線に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	231 (40)
7	岩屋寺鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町七鳥の県道西条久万線と町道竹谷槇谷線との交点を起点とし、ここから同町道及びこれに続く林道かごばら線をほぼ西ないし北西に進み、同林道の終点に至る。ここから谷沿いの山道をほぼ北西に進み、同町槇谷と嵯峨山を結ぶ山道に至り、ここから同山道をほぼ北に進み、町道引立線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道に出る。ここから同県道を東に進み、西ノ川橋北端に至り、ここから谷に沿って北東に進み、尾根に達し、同尾根を南東に進み、古岩屋に続く谷に至り、ここから同谷を南に進み、島田橋東端で同県道に出る。ここから同県道を南東に進み、町道サキ山線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南東ないし北西に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、町道竹谷線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	400 (44)
8	猪伏鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町所在の国有林75から77までの各林班並びに民有林久万高原町森林計画区中811及び838の各林班の区域	832
9	金山出石寺鳥獣保護区（大洲市・八幡浜市）	八幡浜市と大洲市との境界線上の郷ノ峠を起点とし、ここから同境界を南西ないし北西に進み、浄心山三角点（781.6メートル）に至る。ここから稜線を北東に進み、大洲市豊茂の奥地区の通称社宅で県道長浜保内線に出て、同県道を北東ないし南東に進み、市道朝日・谷上線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、出石寺所有林と私有林との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、旧喜多郡長浜町と旧大洲市との境界を経て、更に出石寺所有林と私有林との境界を南東ないし南西に進み、大洲市と八幡浜市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み同市日土町野地のシラクズレ谷との交点に至る。ここから同谷を南に進み、市道瀬田坊泰野線に出て、同市道をほぼ西に進み、同県道に出て、同県道を東ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	230
10	冨士山鳥獣保護区（大洲市）	大洲市大洲の国道56号の肱川橋南端を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、市道内山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道榎峠線との交点に至る。ここから同市道を南ないし北東に進み、榎峠を経て、更に同市道を南東ないし南に進み、国道197号に出る。ここから同国道を西に進み、宮が瀬川に出て、同川左岸を下流に進み、肱川との合流点に至る。ここから同川を渡り、同市菅田町大竹字川原乙886番1北端に至る。ここから同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	340
11	鹿野川ダム周辺鳥獣保護区（大洲市 西予市）	大洲市肱川町山鳥坂の鹿野川大橋東端を起点とし、ここから県道肱川公園線を東に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道を北東ないし南東に進み、市道ダム河辺橋線との交点に至る。ここから同市道を南東ないし北西に進み、市道公園清水橋線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、県道肱川公園線に出て、同県道をほぼ南東に進み、市道康申堂藤野原線との交点に至る。ここから同市道を南ないし西に進み、市道藤野原汗嵐線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、同市と西予市野村町との境界で市道（野）汗嵐藤之原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道（野）汗嵐長谷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道（野）長谷線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道（野）大重長谷線との交点に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、県道野村柳谷線に出る。ここから同県道をほぼ南東ないし南西に進み、県道肱川公園線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、市道（野）堂野窪線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、松尾橋を経て、同橋東端に至る。ここから稜線を南東に進み、市道（野）河成堂野窪線に出て、同市道を南西に進み、市道（野）赤木線との交点に至り、ここから同市道を南ないし東に進み、市道（野）赤木佐須線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道（野）佐須線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同市野村町と同市城川町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、新辰の口橋を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、市道（野）大領地線に出て、同市道を北に進み、市道（野）坂石大領地線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道（野）坂石線との交点に至る。ここから同市道を北ないし南西に進み、市道（野）坂石関平線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道（野）中山線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道（野）植木中山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西ないし南に進み、市道（野）植木成穂線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道（野）釜川阿下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、白王橋南端に至り、ここから同橋を北西に進み、同橋北端で県道宇和野村線に出て、同県道をほぼ東に進み、市道（野）鎌田線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道（野）中通川西線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東ないし北東に進み、野村町鎌田地区のシモダバで山林と耕地との境界に至り、ここから同境界をほぼ東ないし北東に進み、同市道に出る。ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、同町川平地区の観音平で同地区の突合に通じる谷との交点に至り、ここから同谷を北東に進み、同地区の突合から市道（野）栗木川平線に通じる山道に出て、同山道を西に進み、同市道に出て、同市道を西ないし北東に約170メートル進み、市道（野）中通川西線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし北西に進み、同市道に出る。ここから同市道を北に進み、同地区と同町本村地区との境界の稜線で山林と耕地との境界に至り、ここから同境界を北ないしほぼ南西に進み、同町栗木地区と同町西地区との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、同市道に出て、同市道をほぼ北西に進み、市道（野）西肱川線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、同市と大洲市との境界で市道大平森線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西ないし西に進み、大豊橋南端に至る。ここから同橋を北東に進み、同橋北端で県道蔵川大谷線に出て、同県道を東に進み、市道久下大屋敷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、農道二本松線との交点に至り、ここから同農道を北東ないし北西に進み、農道ジンジヤマ線との交点に至り、ここから同農道を北西に進み、農道オモダ線との交点に至り、ここから同農道をほぼ西ないし北東に進み、市道久下下オクノタ線に出る。ここから同市道を北東ないし南東に進み、国道197号に出る。ここから同国道をほぼ北西に進み、鹿野川大橋西端に至り、ここから同橋を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	1,181 (230)
12	諏訪崎鳥獣保護区（八幡浜市）	八幡浜市栗野浦の県道舌間八幡浜線と市道諏訪崎線との交点を起点とし、ここから南東に直進し、海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、諏訪崎に至り、ここから更にその海岸線を東に進み、市道鯛引線に至り、ここから同市道を東ないし北に進み、同県道に出て、同県道を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域	65
13	卯之町鳥獣保護区（西予市）	西予市宇和町鬼窪の県立宇和高等学校正門前の県道鳥坂宇和線と市道（宇）旧町地区238号線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、卯之町市街住宅地東端に至り、ここから林野と市街住宅地、学校、病院等との境界を北西に進み、鬼窪9区の本如院前で市道（宇）旧町地区71号線に出る。ここから同市道を北ないし北西に進み、松葉城趾標柱設置地点で山道との交点に至り、ここから同山道を東に進み、コエン峠及び中川財産区有林と田之筋財産区有林との境界の辻を経て、更に同山道を北東に進み、市道（宇）田之筋地区57号線に出て、同市道を東に進み、新城の川田前橋東端に至る。ここから岩瀬川左岸を下流に進み、明石の七夕橋東端で市道（宇）田之筋地区90号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道（宇）田之筋地区87号線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道（宇）田之筋地区112号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道（宇）田之筋地区122号線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、同県道に出て、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	232
14	野村ダム周辺鳥獣保護区（西予市）	西予市野村町野村の国道441号と市道野村ダム袖山線との交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、ダム管理棟南側及びダム堤頂部を経て、更に同市道を南に進み、樽ヶ谷との交点に至る。ここから同谷を南に進み、西森山三角点（621.8メートル）に至り、ここから稜線を南に進み、同町と同市宇和町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、市道下宇和地区85号線に出る。ここから同市道を南ないし北に進み、市道Ⅱ－23号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道下宇和地区80号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道Ⅱ－21号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道Ⅱ－20号線の昭和橋南端に至り、ここから同橋を北に進み、県道宇和野村線に出て、同県道を北東に進み、市道出合河西線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道鮎返河西線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、鮎返橋を経て、同国道に出て、同国道を南東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	345
15	篠山鳥獣保護区（宇和島市）	宇和島市津島町の国有林2016林班及び県有林御槇事業所1号6林班の区域	208
16	鹿島鳥獣保護区（南宇和郡愛南町）	南宇和郡愛南町鹿島の全域	110 (110)
17	高茂鳥獣保護区（南宇和郡愛南町）	南宇和郡愛南町船越の権現山（491.0メートル）を起点とし、ここから稜線を南ないし東に進み、御立鼻で海岸に出る。ここからその海岸線に沿って西に進み、鼻面岬及び高茂岬を経て、さらにその海岸線をほぼ北に進み、耳毛に至る。ここから稜線を南西ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	470
18	谷上山鳥獣保護区（伊予市・伊予郡砥部町）	国有林33林班南端を起点とし、ここから山道をほぼ南西に進み、国有林35林班南端を経て、更に同山道をほぼ北西に進み宝珠寺山門に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西ないし北に進み、同山道で市道谷上山線に出る。ここから同市道をほぼ北西に進み、伊予市谷上山公園第二展望台手前で市道谷上大谷線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、下三谷に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東に進み、国有林34林班界に至り、ここから同林班界を北東に進み、ベツソ山三角点（266.2メートル）を経て、農道を横切り、通称茶畑谷に出て、同谷を下流に進み、伊予市と伊予郡砥部町との境界に至り、ここから国有林33林班西端に至る直線を北に進み、同端に至り、ここから同林班界を北東ないし南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	401
19	滑床成川鳥獣保護区（宇和島市・北宇和郡 松野町・鬼北町）	宇和島市並びに北宇和郡鬼北町及び松野町所在の国有林2053から2058までの各林班、2061から2072までの各林班、2076林班並びに2077林班に、に2、に3、に4、に31、に32、に41、に42及びはの各小班の区域	1,921 (377)
20	小田深山鳥獣保護区（喜多郡内子町）	喜多郡内子町内の国有林56から64までの各林班及び民有林肱川森林計画区中の小田町443林班の区域	1,421
21	黒瀬ダム鳥獣保護区（西条市）	西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋北端で雨乞谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、三角点（430.7メートル）に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線をほぼ南西ないし西に進み、同三角点に至り、更に同稜線を南ないし北西に進み、同市道に出て、同市道を西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	267 (195 ［135］)
22	皿ヶ嶺三坂峠鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町 東温市）	松山市と上浮穴郡久万高原町との境界と国道33号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北東に進み、引地山三角点（1,026.8メートル）に至る。ここから国有林と民有林との境界を南東ないし北東に進み、国有林30林班と国有林29林班との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、同町と東温市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、国有林29林班と国有林39林班と国有林40林班との境界の交点に至る。ここから国有林39林班と国有林40林班との境界を南東に進み、国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同林班ろ小班と同林班る小班との境界に至り、ここから同境界を北に進み、皿ヶ嶺連峰県立自然公園界に至る。ここから同公園界を北西ないし南西に進み、同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	540
23	笠方鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町笠方の面河ダムえん堤右岸側を起点とし、面河ダム右岸管理道をほぼ西に進み、県道落合久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、国道494号に出る。ここから同国道を北東ないし南東に進み、面河ダム左岸管理道との交点に至る。ここから同管理道をほぼ南に進み、妙松隧道出口（放水口）に至る。ここから同ダムの満水位水面と森林との境界をほぼ南に進み、面河ダムえん堤を経て、起点に至る線に囲まれた区域	196
24	伏越鳥獣保護区（西予市）	西予市城川町下相の国道197号と県道城川梼原線との交点を起点とし、ここから同県道を北東ないし東に進み、市道（城）土居古市線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、古市の三島橋東端で三滝川に出て、同川右岸を下流に進み、新古市橋西端で同国道との交点に至り、ここから同国道をほぼ西ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	300
25	奥之院鳥獣保護区（四国中央市）	旧川之江市と旧新宮村との境界と三角寺と奥之院を結ぶ山道との交点を起点とし、ここから同山道をほぼ南に進み、市道上市仲線に出る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道奥ノ院市仲線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、奥之院で国道319号に出る。ここから同国道をほぼ東ないし北東に進み、新宮ダムえん堤の延長線との交点に至り、ここから同延長線を南西に進み、同えん堤東端に至る。ここから同えん堤を渡り、市道新宮ダム線との交点に至り、ここから同市道を西に50メートル進み、ここから同ダム最高水位水際線の南側に50メートル離れて同水際線に沿ってほぼ南西に進み、神龍橋南端で同国道に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、旧川之江市と旧伊予三島市と旧新宮村との境界の交点に至り、ここから旧川之江市と旧新宮村との境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	430 (103)
26	横吹鳥獣保護区（宇和島市）	宇和島市津島町の国有林2018林班と小班、2019林班へ小班、2020林班、2021林班へ、と及びちの各小班並びに2022林班ち、り、ぬ及びれの各小班の区域	61
27	愛宕山鳥獣保護区（八幡浜市）	八幡浜市松柏の国道197号と市道白尾夜昼峠線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、県道八幡浜港線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道大黒町新港通り線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北浜4号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、港湾臨港道路1号線との交点に至る。ここから同港湾臨港道路並びにこれに続く市道北浜9号線及び県道八幡浜保内線を北東に進み、同国道に出る。ここから同国道を北西に進み、市道大平名坂線との交点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道大平高野地線との交点に至る。ここから同市道を高野地に向かって進み、高野地で市道松尾高野地線との交点に至り、ここから同市道を松尾に向かって進み、松尾で市道白尾夜昼峠線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	410
28	河辺鳥獣保護区（大洲市）	大洲市河辺町川崎の県道河辺小田線と市道寺薮川崎線との交点である七曲橋西端を起点とし、ここから同市道を南ないし東に進み、市道百合谷名場連線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北ないし、南東に進み、市道大中山名場連線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道寺薮名場連線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道寺薮川崎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから同県道を西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、県道河辺小田線との交点に至る。ここから同県道を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	94
29	御在所鳥獣保護区（大洲市）	大洲市と西予市との境界線上にある御在所山三角点（668.8メートル）を起点とし、ここから同境界を北東に進み、通称デンビラに至り、ここから稜線を北東に進み、林道御在所上線を横断し、更に稜線を北東に進み、市道コウドシ御在所線を横断し、更に稜線を北東に進み、市道ニジョウ岡山線に出て、同市道をほぼ南東に進み、同市道の終点に至る。ここから里道をほぼ南東ないし南西に進み、通称ヨシガサコを経て、通称ナカジライシに至る。ここから小谷をほぼ南西に進み、大洲市と西予市との境界の通称金剛尾根に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	34
30	下伊台道後山鳥獣保護区（松山市）	松山市石手二丁目の石手寺前の国道317号と県道六軒家石手線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、市道道後41号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道六軒家石手線に出る。ここから同県道を北西に進み、市道道後88号線との交点に至り、ここから同市道を北東ないし南西に進み、市道道後145号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道道後90号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道道後87号線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、県道松山北条線に出る。ここから同県道を北西に進み、市道道後97号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、市道道後98号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道松山北条線に出て、同県道をほぼ北東ないし東に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、市道湯山36号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南西に進み、国道317号に出て、同国道を南西ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	795
31	銚子ダム鳥獣保護区（伊予郡砥部町）	伊予郡砥部町と伊予市との境界上の間戸峠を起点とし、ここから山頂（587メートル）に至る稜線をほぼ東に進み、同山頂を経て、国道379号の滝見橋付近に至る稜線をほぼ東に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東ないし南に進み、銚子ダム管理道との交点に至り、ここから同管理道をほぼ北西に進み、千里城跡登山道入口付近で山頂（552メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ南西に進み、三角点（506.3メートル）を経て、更に同稜線をほぼ南西に進み、同山頂を経て、更に同稜線を西に進み、同町と同市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	175

大規模生息地の鳥獣保護区

1か所（1か所）
9,502ha（802ha）

番号	名称	区域	面積(ha)
㉜	石鎚山系鳥獣保護区（西条市 上浮穴郡久万高原町）	愛媛県西条市所在国有林愛媛森林管理署東予森林計画区1001から1004までの各林班、1007林班、1008林班に、へ及びとの各小班、1009から1013までの各林班、1014林班い及びはからとまでの各小班、1015林班い、に、ほ、ち及びりの各小班、1017林班、1018林班ち、り、り1、ぬ、ぬ1及びイの各小班、1019林班は、に及びりの各小班、1022林班はからちまでの各小班、1023林班にからへまで及びイの各小班、1024から1028まで（1027林班い1小班を除く。）の各小班、1032林班と及びちの各小班、1033林班へからぬまでの各小班、1034林班ほ、へ1及びへ2の各小班、1035林班は及びにの各小班、1036林班ろ1からろ3まで、はからとまでの各小班、1037から1039までの各林班、1040林班は、ほ、へ、よ及びイの各小班並びに1041及び1042の各林班の区域、同県上浮穴郡久万高原町所在国有林同森林管理署中予山岳森林計画区2から14までの各林班、15林班ほ1、ほ2、へ1及びへ2の各小班、16林班ほ1及びほ2の各小班、17林班ろ1からろ3まで、ほ1、ほ2及びイからニの各小班、18林班へ1、へ2及びイの各小班並びに85及び86の各林班の区域、西条市所在民有林東予森林計画区91から99まで、112から115まで、214から218まで及び260の各林班の区域	9,502 (802)

集団渡来地の鳥獣保護区

6か所（1か所）
40,145ha（74ha）

番号	名称	区域	面積(ha)
33	関前村鳥獣保護区（今治市）	今治市関前岡村島の正月鼻北端を起点とし、ここから同市大三島町キヨーコ鼻西端とを結ぶ直線、キヨーコ鼻から南に回り同町野々江坂の県道大三島環状線と市道本原線との交点に至る海岸線、同交点と来島海峡航路第四号灯浮標とを結ぶ直線、同灯浮標と同航路第二号灯浮標とを結ぶ直線とその延長線、同市波方町宮崎梶取ノ鼻と同市岡村島観音崎南端とを結ぶ直線及び観音崎から東に回り正月鼻に至る海岸線に囲まれた海面の区域	3,577
34	忽那七島海域鳥獣保護区（松山市海域）	松山市波妻の鼻を起点とし、ここから伊予郡松前町の国近川右岸河口に至る海岸線並びに同河口から同市由利島南端、同島西端、津和地島友落鼻、同島剣ノ鼻、同島氏神鼻、小館場島北端、安居島北端、小安居島北端及び起点を順次結んだ直線に囲まれた区域のうち、愛媛県の区域の海面並びに旧松山市の釣島及び旧中島町の島（中島本島、睦月島、怒和島、二神島、野忽那島及び津和地島を除く。）全域	36,380
35	玉川ダム鳥獣保護区（今治市）	今治市玉川町竜岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て、更に同市道を北に進み、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	94 (74)
36	古川鳥獣保護区（西条市）	西条市の加茂川の区域のうち、県道壬生川新居浜野田線（旧東予有料道路）の新加茂川大橋上流側より上流で同県道の古川橋下流側より下流の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域	56
37	須賀川ダム鳥獣保護区（宇和島市）	宇和島市柿原の須賀川ダムえん堤南端を起点とし、ここから同えん堤を北に進み、市道須賀川ダム循環線に出て、同ダムの常時満水位の貯水線に沿って同市道を周回し、国道320号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	30
38	節崎池鳥獣保護区（南宇和郡愛南町）	南宇和郡愛南町御荘平城の町道大谷線と県道久良城辺線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし南に進み、町道節崎南線との交点に至り、ここから同町道を西に進み、農道節崎線との交点を経て、更に同町道をほぼ北ないし北西に進み、町道大谷線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	8

身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区

19か所 750.8ha

番号	名称	面積(ha)
39	大宝寺鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	28
40	大洲城山鳥獣保護区（大洲市）	2
41	千足宮内鳥獣保護区（伊予郡砥部町）	17
42	松山城鳥獣保護区（松山市）	62
43	面河第三ダム鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	52
44	中曽根鳥獣保護区（四国中央市）	20
45	石岡鳥獣保護区（西条市）	4
46	西山鳥獣保護区（西条市）	16
47	志々満ヶ原唐子浜鳥獣保護区（今治市）	72
48	高縄山鳥獣保護区（松山市）	76.8
49	永木鳥獣保護区（伊予市）	80
50	西谷鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	6
51	宇和島市城山鳥獣保護区（宇和島市）	9
52	大森山鳥獣保護区（南宇和郡愛南町）	10
53	白滝鳥獣保護区（大洲市）	60
54	多田鳥獣保護区（西予市）	7
55	笛ヶ滝鳥獣保護区（上浮穴郡久万高原町）	96
56	小藪鳥獣保護区（大洲市）	13
57	宝股山鳥獣保護区（今治市）	120

◎ 特定猟具使用禁止区域（銃）

74か所　10,472.58ha

番号	名称	区域	面積(ha)
1	川之江特定猟具使用禁止区域（四国中央市）	四国中央市川之江町馬場二区のＪＲ四国予讃線と市道川之江山田井線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東に進み、市道北山線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道大下北山線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、山田井川に出て、同川右岸を下流に進み、金生川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、ＪＲ四国予讃線との交点に至り、ここから同線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	32
2	東田特定猟具使用禁止区域（新居浜市）	新居浜市東田の東台神社の鳥居を起点とし、ここから市道東田光明寺線を北ないしほぼ東に進み、本谷橋に通じる車道との交点に至り、ここから同車道を北東に進み、同橋南端で市場川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、市場橋西端で国道11号との交点に至り、ここから同国道をほぼ西に進み、県道国領高木線との交点に至り、ここから同県道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	110
3	中山特定猟具使用禁止区域（西条市・新居浜市）	新居浜市大生院桜木の市道広坪川口線とＪＲ四国予讃線との交点を起点とし、ここから同線を西に進み、県道飯岡玉津線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、西条市の市道玉津4号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道下島山所薮線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道所薮1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、西条市と新居浜市との境界で新居浜市道広坪川口線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	160
4	国見峠特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市桜ヶ丘の県道松山東部環状線とJR四国予讃線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、市道宮前45号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道宮前67号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道宮前65号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、県道辰巳伊予和気停車場線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北ないし北東に進み、久万川に出る。ここから同川の左岸をほぼ南東に進み、ＪＲ四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南ないしほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	269
5	大可賀・久万ノ台特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市南吉田町の県道伊予松山港線の鯛崎交差点を起点とし、ここから同県道を北に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、通称三本柳及び新田学園前を経て、伊予鉄道高浜線を横断し、市道味生128号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、ＪＲ四国予讃線三津浜駅に至る。ここから同線を北に進み、県道松山東部環状線に出て、同県道を北東ないし東に進み、市道久枝53号線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし東に進み、県道和気衣山線に出る。ここから同県道を南に進み、伊予鉄道高浜線衣山駅を経て、更に同県道を南に進み、市道味酒23号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、ＪＲ四国予讃線を横断し、更に同市道を南に進み、市道新玉27号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道味生32号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道味生35号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道味生131号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道新玉49号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	850
6	重信川河口特定猟具使用禁止区域（松山市・伊予郡松前町・伊予郡砥部町）	松山市出合の国道56号の出合大橋北端を起点とし、ここから重信川右岸堤防を東に進み、石手川右岸堤防に至り、ここから同堤防を北東に進み、同市市坪町でＪＲ四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、重信川右岸堤防に至る。ここから同堤防を東に進み、中川原橋北端に至る。ここから同橋を南に進み、同川右岸堤防に至り、ここから同堤防を南東ないし東に進み、同市南高井町の久谷大橋北端に至る。ここから同橋を南に進み、同川左岸堤防に至り、ここから同堤防をほぼ西に進み、同川河口で忽那七島海域鳥獣保護区界との交点に至り、ここから同区界を北に進み、同川右岸堤防に至る。ここから同堤防をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	465
7	星ヶ岡特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市星岡町の星岡橋南端を起点とし、ここから市道石井32号線を北に進み、市道石井1号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道石井34号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道石井117号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道石井116号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道久米2号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、国道11号に出て、同国道を南東に進み、市道久米2号線との交点に至り、ここから同市道を南ないし東に進み、松山城南高等学校に至る。ここから同校の西側水路をほぼ南西に進み、小野川に至り、ここから同川の右岸を西に進み、雲門寺橋北端に至り、ここから同橋を南に渡り、同橋南端に至る。ここから同川の左岸を西ないし南に進み、市道石井29号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	5
8	東野特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市南久米町の日尾八幡神社前の県道松山川内線と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、国道317号に出て、同国道をほぼ北ないし北東に進み、岩堰橋を経て、更に同国道をほぼ北東に進み、横谷調整池の流水路との交点に至る。ここから同流水路を東に進み、同調整池で旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南に進み、旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る。ここから旧湯山村と旧小野村との境界を東に進み、市道小野3号線に出て、同市道を南に進み、市道小野25号線との交点に至る。ここから同市道及びこれに続く市道久米97号線を西に進み、県道松山川内線に出て、同県道をほぼ北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	1,075
9	美川スキー場特定猟具使用禁止区域（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町日野浦の御山三角点（1,160.9メートル）を起点とし、ここから稜線を東に約800メートル進み、林道大谷線に出る。ここから同林道を南西に進み、県道柳谷美川線に出て、同県道を南東ないし北東に進み、広域基幹林道西谷日野浦線との交点に至る。ここから同林道を南西に進み、三国橋北端で大谷川に出る。ここから同川左岸を上流に約1,800メートル進み、小渓谷に至る。ここから山林内を権現山に向かって進み、同山山頂を経て旧美川村と旧柳谷村との境界に至る。ここから同境界を西ないし北西に進み、同県道を横断し、更に同境界を北西に約100メートル進み、山頂に至る。ここから通称美川嶺に通じる稜線を北に進み、通称美川嶺を経て、更に同稜線を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	220
10	須ノ川特定猟具使用禁止区域（南宇和郡愛南町）	南宇和郡愛南町須ノ川船付のナガハエを起点とし、国道56号を横断して東南東に町道灘元越線と最短距離で結ぶ交点に至り、ここから同町道を南ないし東に進み、農道ヤツメ線の起点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、矢積城址に至り、ここから稜線をほぼ南西に進み、同町道に出る。ここから同町道をほぼ南東ないし南西に進み、海栄寺前で同町道分岐線との交点に至り、ここから同町道分岐線を西に進み、同国道に出る。ここから同国道を南西に進み、須ノ川公園防波堤上の遊歩道との交点に至り、ここから同歩道を北西に進み、須ノ川の大池の水門に至り、ここから須ノ川大池排水路右岸を西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	31
11	正木谷特定猟具使用禁止区域（新居浜市）	新居浜市大生院の王神社鳥居を起点とし、通称正法寺山稜線を南に進み、六地蔵三角点（568.1メートル）に至り、ここからマゴジャ谷及びこれに続く正木谷西の稜線沿いの山道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	70
12	上野宮下特定猟具使用禁止区域（伊予市）	伊予市と伊予郡砥部町との境界と県道伊予川内線との交点を起点とし、ここから同境界を南東ないしほぼ南西に進み、県道砥部伊予松山線に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、市道下吾川上野線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、県道伊予川内線に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	564
13	せと風の丘パーク特定猟具使用禁止区域（西宇和郡伊方町）	西宇和郡伊方町志津891番地4にある瀬戸ディファレンシャルGPS局内送信空中線（高さ47メートル）を中心とした半径400メートルの円内の区域	50
14	大洲青年の家特定猟具使用禁止区域（大洲市）	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保内線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、市道黒木野佐来線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、沙那王神社に至る。ここから標高点（226メートル）に至る稜線を西に進み、同標高点に至り、ここから稜線を北に進み、市道下山辺5号線に通じる山道に出て、同山道及びこれに通じる同市道を北東に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	289
15	大谷特定猟具使用禁止区域（松山市）	旧松山市と旧北条市との境界と県道平田北条線との交点を起点とし、ここから同境界を南東ないしほぼ東に進み、松山市堀江町と同市東大栗町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同市堀江町と同市東大栗町と同市福角町との境界に至る。ここから同市堀江町と同市福角町との境界をほぼ南西に進み、北谷三角点（163.9メートル）に至り、ここから稜線を北西に進み、通称城山に至る。ここからほぼ北に進み、幸神神社に至り、ここから同神社参道を北西に進み、県道平田北条線に出て、同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	70
16	治良丸特定猟具使用禁止区域（新居浜市）	新居浜市萩生の国道11号の黒岩橋西端を起点とし、ここから東川左岸を上流に進み、治良丸ダムえん堤西端で林道小味地線との交点に至り、ここから同林道を北に進み、市道萩生出口本線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道萩生出口支線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道旦の上出口線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北西に進み、市道萩生栗林線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	210
17	見近島特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市宮窪町のうち、見近島の全域	7
18	山越特定猟具使用禁止区域（今治市）	旧越智郡朝倉村山越の県道東予玉川線と市道椎の木線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、市道天皇山越線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし南に進み、同県道に出る。ここから同県道を南東ないし南西に進み、旧越智郡朝倉村と旧東予市との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、通称小口山に至る。ここから椎の木川上流に至る稜線をほぼ北に進み、同川上流に出て、同川右岸を下流に進み、市道下林椎の木線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、同県道に出て、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	126
19	鹿ノ子池特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市新谷の市道平山6号線と市道大坪通町谷線との交点を起点とし、同市道を南東に進み、市道宮ヶ崎古谷線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、旧今治市と旧越智郡朝倉村との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、鹿ノ子池を横断し、更に同境界を南西に進み、県道今治丹原線に出て、同県道を北西に進み、市道松木新谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道大野鹿ノ子線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、農道鹿ノ子水路沿い線との交点に至り、ここから同農道を北東ないし南に進み、市道平山4号線に出て、ここから同市道を北東に進み、市道平山6号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	66
20	御荘港特定猟具使用禁止区域（南宇和郡愛南町）	南宇和郡愛南町御荘平城の県道平城高茂岬線と町道平城馬瀬線との交点を起点とし、ここから同町道を西に進み、県道猿鳴平城線に出て、同県道を西に進み、深泥沼護岸西端に至る。ここからほぼ北西に進み、大島の最南端に至り、ここからほぼ東に進み、長崎港防波堤先端に至り、ここから同防波堤を進み、町道長崎港線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東に進み、町道長崎本線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、国道56号に出て、同国道をほぼ南東に進み、県道平城高茂岬線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	128
21	関川特定猟具使用禁止区域（四国中央市）	四国中央市土居町畑野の市道畑野旧国道線の常磐橋東端を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道土居高曽根線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道大橋大谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、大谷橋西端で関川に出て、同川左岸を上流に進み市道天皇海道橋線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道海道橋海岸線との交点に至り、ここから同市道並びにこれに続く市道海通橋栗井線及び市道県道栗井海岸線を北東に進み、県道壬生川新居浜野田線に出て、同県道を南東に進み、市道下井手藤原海岸線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道海通橋長原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道八雲神社常磐橋線との交点に至る。ここから同市道を南西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	62
22	久万高原ふるさと旅行村特定猟具使用禁止区域（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町下畑野川の県道西条久万線とエンマド川との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に約450メートル進み、同町下畑野川乙1056番地の山林と同町下畑野川乙1061番地の山林と同町下畑野川乙1046番地4の山林との境界の交点に至り、ここから稜線及びこれに続く同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙 488番地1の山林と同町下畑野川乙1109番地1の山林と同町下畑野川乙969番地2の山林との境界の交点に至る。ここから同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ南西に進み、同町下畑野川乙 488番地3の土地と同町下畑野川乙1105番地6の山林と同町下畑野川乙1105番地1の山林との境界の交点に至り、ここから久万高原花弁花木園所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1114番地の土地と同町下畑野川乙1112番地2の山林との境界の交点に至り、ここから久万総合開発株式会社高原ゴルフ倶楽部所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ北東ないし南東に進み、町道嵯峨山線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	105
23	源池公園特定猟具使用禁止区域（宇和島市）	宇和島市津島町槇川の市道影平線と県道宿毛津島線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に約270メートル進み、農道との交点に至る。ここから同農道を南西に約60メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約30メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南西に進み、同農道終点に至る。ここから歩道をほぼ西に進み、三差路を経て、更に同歩道を南西に進み、同歩道の終点で同町槇川2208番1の土地と同町槇川2207番の土地との境界の交点に至る。ここから同土地とその他の土地との境界を北西に進み、市道影平東線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道影平線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	7
24	中山池特定猟具使用禁止区域（宇和島市）	宇和島市三間町成家の県道宇和三間線と市道山下正池線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道大藤黒井地線との交点に至り、ここから同市道を北東ないしほぼ東に進み、市道西前大下線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道大下西線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、宇和島市立成妙小学校に通じる山道（通称旧学童道）との交点に至る。ここから同山道をほぼ南西に進み、市道の上線に出て、同市道を南西に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	62
25	関地池特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町信里の市道多田地区30号線と市道多田地区31号線に囲まれた区域	15
26	北条青少年スポーツセンター特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市下難波の市道石風呂大浦線と国道196号との交点を起点とし、ここから同国道を北西に約100メートル進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北西に進み、波妻ノ鼻に至る。ここからその海岸線を北東ないし南東に進み、同市大浦の同国道と同市道との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	49
27	明神特定猟具使用禁止区域（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町東明神の協和観光開発株式会社久万カントリークラブ及びこれに隣接する同社所有地の区域一円	105
28	下島山・大谷特定猟具使用禁止区域（西条市）	西条市下島山の市道玉津4号線の下島山橋北端を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道玉津大谷東線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、国道11号を横断し、市道八幡原下島山線に至り、ここから同市道を東に進み、市道大谷東線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、市道東大谷川に出て、同川右岸を上流に進み、同市と新居浜市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、渦井川左岸堤防に出て、同堤防を北西に進み、鶯橋南端で市道下島山所薮線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道玉津4号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、下島山橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	45
29	垣生特定猟具使用禁止区域（新居浜市）	新居浜市垣生四丁目の法泉寺前の市道弁財天ソノ坪線と市道沢津垣生線との交点を起点とし、ここから同市道を北ないし北西に進み、市道町南通り線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道浮島町線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道浮島川口線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、垣生漁港の海岸線に出る車道との交点に至り、ここから同車道を北西に進み、その海岸線に出て、その海岸線を東に回り、平成橋西端で市道長岩高崎線との交点に至り、ここから同市道を南ないし南西に進み、市道弁財天ソノ坪線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	80
30	岩谷特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市菊間町種の国道196号の種橋西端を起点とし、ここから同国道を南西に進み、高田川に出て、同川右岸を下流に進み、海岸線に出て、その海岸線を東に回り、皆曲岬を経て、更にその海岸線を南東ないし北東に進み、種川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	92
31	前松瀬川特定猟具使用禁止区域（東温市）	東温市市場の県道松山川内線の川内橋南端を起点とし、ここから渋谷川左岸を上流に進み、市道西組鳥ノ子線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、林道松瀬川小渋線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北東に進み、小渋谷に至り、ここから同谷を北東に進み、四国電力送電線（重信線）下に至る。ここから同送電線下をほぼ南東に進み、仏生川に出て、同川右岸を下流に進み、本谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、三軒家橋北端で県道湯口川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、国道11号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	261
32	河北山特定猟具使用禁止区域（新居浜市）	新居浜市と西条市との境界と県道壬生川新居浜野田線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東に進み、新居浜警察署前田交番前で市道原地庄内線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、県道新居浜港線に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、滝之宮橋北端で東川に出て、同川右岸を上流に進み、西河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、北河川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、山神池に至る。ここから同池西側の通称河北山の稜線を北に進み、林道長谷芳谷線に出て、同林道を北西に進み、林道頂上西谷線との交点に至る。ここから同林道をほぼ西に進み、住友共同電力の鉄塔No.3に通じる保線道との交点に至り、ここから同保線道をほぼ西に進み、同境界に至り、ここから同境界を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	760
33	鈍川特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市玉川町鈍川の市道木地川本線と通称シシオチ谷筋との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み、湯の花橋を経て、更に同市道を南に約500メートル南に進み、鍋巻橋の手前で水源の森橋に至る遊歩道松林の道との交点に至り、ここから同遊歩道を東ないし南に進み同橋に至り、ここから同橋を渡り、同市道に出て同市道をほぼ南に進み、鍋巻橋でふれあい橋に至る遊歩道うつぎの道との交点に至り、同遊歩道をほぼ北に進み、同橋西端で通称カケ谷筋に出て、同谷筋左岸を上流に進み、林道カケ谷線と遊歩道やまぶきの道との交点に至る。ここから同遊歩道をほぼ北に進み、市道シシオチ線を横断し通称シシオチ谷筋に出て、同谷筋右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	28
34	砥部川下流、通谷池特定猟具使用禁止区域（伊予郡砥部町）	伊予郡砥部町高尾田の重信大橋南端を起点とし、ここから重信川左岸を上流に進み、県道久谷森松停車場線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、町道高尾田宮内線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南ないしほぼ南西に進み、愛媛県総合運動公園入口に至り、ここから同公園への進入路を北東ないしほぼ南東に進み、同町と松山市との境界に至り、ここから同境界を南東ないし南東に進み、えひめこどもの城の管理道との交点に至る。ここから同管理道をほぼ南西に進み、町道通り谷東付き線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南西に進み、町道宮内久谷線との交点に至る。ここから同町道を南ないし西に進み、国道33号に出て、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	147
35	本谷公園特定猟具使用禁止区域（西条市）	西条市河之内の市道三芳河之内線と市道才土線との交点を起点とし、ここから同市道を約250メートルほぼ南東に進み、ここから稜線を南に進み、標高点（313.9メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、大袋谷に至る。ここから稜線を南ないし南西に進み、弓場谷に至り、ここから同谷を約40メートル南東に進み、ここから稜線を南西に進み、東谷川に出て、同川左岸を下流に進み、市道国山線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道大地線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道三芳河之内線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	42
36	湯ノ山特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市末町の国道317号と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、グリーンヒルズ湯の山エレベーター登り口前を経て、更に同県道を北西に約200メートル進み、用水路との交点に至る。ここから同用水路並びにこれに続く谷筋を北東に進み、農道に出る。ここから同農道を約100メートル北東に進み、グリーンヒルズ湯の山の北端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を東に進み、湯の山東3丁目北東外縁部の道路に沿ってほぼ南東に進み、市道湯山130号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道湯山129号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道湯山14号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、同国道に出て、同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	98
37	夫婦池特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町新城の市道（宇）田之筋地区71号線と県道鳥坂宇和線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道（宇）田之筋地区69号線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く養鶏場に通じる里道（通称新高線）をほぼ東に進み、農地と林野との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、墓地を経て、市道（宇）田之筋地区71号線に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	16
38	山財ダム特定猟具使用禁止区域（宇和島市）	宇和島市津島町山財の山財ダムえん堤北端を起点とし、ここから市道山財ダム循環線をほぼ北東に進み、横平橋東端で県道御代の川清重線に出て、同県道をほぼ南西に進み、同えん堤南端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域	37.5
39	石風呂特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市辰巳町の県道辰巳伊予和気停車場線と県道松山港線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、高浜五丁目から太山寺に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、同寺を経て、更に同山道を東に進み、市道和気12号線に出る。ここから同市道を東に進み、県道辰巳伊予和気停車場線に出て、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	250
40	北梅本町西岡特定猟具使用禁止区域（松山市・東温市）	松山市北梅本町の県道松山川内線と市道小野8号線との交点を起点とし、ここから同市道を東ないし北に進み、松山市農業指導センター前を経て、同市と東温市との境界に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、同境界を経て、更に同山道を北東に進み、市道西岡1号線に通じる農道に出て、同農道をほぼ南に進み、同市道に出る。ここから同市道を南に進み、市道西岡2号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、岡八幡宮前を経て、更に同市道を南に進み、同県道に出て、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	280
41	田ノ浦特定猟具使用禁止区域（伊予郡砥部町）	伊予郡砥部町麻生の国道33号と町道高尾田麻生線との交点を起点とし、ここから同町道を南西に進み、町道川井・三角麻生線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道田の浦川井線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道重光田の浦線との交点に至る。ここから同町道を北ないし西に進み、町道八倉田の浦線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、同町と伊予市との境界に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ西に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、重信川左岸堤防との交点に至り、ここから同堤防を南東に進み、同国道との交点に至り、ここから同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	340
42	下鴨部特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市玉川町法界寺の新永代橋中央を起点とし、ここから蒼社川中央を下流に進み、旧玉川町と旧今治市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、岩清水八幡神社を経て、更に同境界をほぼ南に進み、林道烏越線に出る。ここから同林道を西に進み、市道八幡線に出て、同市道を南に進み、市道八幡犬塚線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道池尻線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道御作礼1号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、農免道路下鴨部線との交点に至り、ここから同農免道路を西ないし北西に進み、市道法界寺中村線に出て、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	166.8
43	南川特定猟具使用禁止区域（西条市）	西条市小松町南川にある香園寺奥之院を起点とし、ここから同院東側にある大谷川右岸を下流に進み、市有林と私有林との境界に至り、ここから同境界を東に進み、西条市小松町南川と西条市小松町新屋敷との境界の稜線に至る。ここから同稜線を南東に進み、標高点（488メートル）に至る。ここから旧周桑郡小松町と旧周桑郡石鎚村と旧周桑郡石根村との境界の交点に至る市有林と私有林との境界の稜線をほぼ西に進み、旧周桑郡小松町と旧周桑郡石鎚村と旧周桑郡石根村との交点に至る。ここから西条市小松町南川と西条市小松町妙口の境界をほぼ北に進み、市有林と私有林との境界の交点に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、同川を渡り、同川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	138.3
44	広見岩谷特定猟具使用禁止区域（北宇和郡鬼北町）	北宇和郡鬼北町大字興野々の国道320号と町道興芳線との交点である興芳橋南端を起点とし、ここから同橋を北に渡り、町道新田富永線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東ないし南東に進み、県道下鍵山松野線に出る。ここから同県道を西ないし南西に進み、同国道に出る。ここから同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	50
45	アチ谷池特定猟具使用禁止区域（北宇和郡鬼北町）	北宇和郡鬼北町大字奈良のアチ谷池の区域一円	2
46	馬島特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市のうち、馬島の全域	41
47	小原地区特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町小原の市道1級路線3号線と市道石城地区119号線との交点を起点とし、ここから同市道を北西に進み、市道石城地区106号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、谷川池に至る。ここから同池と山林との境界を北東に進み、同境界に続く山林と山林に隣接する土地との境界に至り、ここから同境界を東ないし南に進み、瑞山禅寺に至る。ここから同境界を南東ないし北東に進み庄屋池を経て、更に同境界を南東に進み、市道石城地区25号線に出る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道石城地区87号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道石城地区119号線との交点に至る。ここから同市道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	17
48	東蓮寺ダム特定猟具使用禁止区域（宇和島市）	宇和島市吉田町沖村の東蓮寺ダムの常時満水位の貯水線	7.1
49	砂塚特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市大三島町野々江の県道大三島環状線と市道六の坂線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東ないし南に進み、市道南岡山線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし西に進み、市道野々江大川線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	12
50	今治谷特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市福見川町の県道河中平井停車場線と同市指定天然記念物アカガシに通じる登山道との交点を起点とし、ここから稜線を南東ないし南に進み、同市と東温市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、四国電力送電線（北松山線）下に至る。ここから同線下をほぼ北西に約350メートル進み、同県道に通じる稜線に至り、ここから同稜線をほぼ北に進み、同県道に出て、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	93
51	重信川中流域特定猟具使用禁止区域（松山市・東温市）	東温市上村の市道牛渕上村線と県道伊予川内線との交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、久谷大橋を経て、更に同県道を北に進み、四国縦貫自動車道下に至る。ここから同自動車道下をほぼ東に進み、同市道との交点に至る。ここから同市道を南に進み、上村大橋を経て、更に同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	320
52	鬼北総合公園特定猟具使用禁止区域（北宇和郡鬼北町）	北宇和郡鬼北町芝の町道永野市豊岡線と町道工場前線との交点を起点とし、ここから同町道を北東ないし南東に進み、町道工場前支線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、同町と同郡松野町との境界に至る山道との交点に至り、ここから同山道を南ないし南東に進み、同境界に至る。ここから同境界を西ないし南西に進み、町道永野市豊岡線に出て、同町道をほぼ北西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	36
53	中山川特定猟具使用禁止区域（西条市）	西条市吉田の県道南川壬生川停車場線と県道丹原小松線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道玉之江新田線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く通称西ノ原農道をほぼ東に進み、ＪＲ四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南に進み、同市小松町の市道北川徳重線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道小松丹原線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道高岸北川線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道南川壬生川停車場線に出て、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	25
54	下伊台特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市下伊台町の県道松山東部環状線と県道松山北条線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、伊台ハイツ入り口に至る。ここからよそべ谷三角点（237.7メートル）に至る稜線を北西に進み、同三角点に至り、ここから道後ゴルフ場関係者出入口前に至る稜線を北西に進み、同出入口前で県道松山東部環状線に出る。ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	18.95
55	泊特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市泊町の小富士山頂（282.3メートル）を起点とし、ここから泊町に至る登山道を東に進み、県道興居島循環線に出て、同県道を南に進み、丹田川の河口を経て、更に同県道を西に進み、御手洗地区団体営農道起点に至り、ここから同農道を西に進み、同農道終点に至り、ここから松山市森林計画区5林班39小班と同林班45小班との境界北端の稜線に至る谷を北に進み、同稜線との交点に至る。ここから同稜線を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	68
56	山田大池特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町山田の山田大池を周回する市道石城地区158号線に囲まれた区域	5
57	関川上特定猟具使用禁止区域（四国中央市）	四国中央市土居町畑野の市道土居高曽根線と市道畑野旧国道線と市道阿島道線との交点を起点とし、ここから同市道並びにこれに続く農道を北西に進み、関川右岸堤防に至る。ここから同川右岸を上流に進み、北野橋南端で県道新居浜土居線を横断し、これに続く市道名北道線を上流に進み、高曽根橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、同橋北端で同川に出て、ここから同川左岸を、市道名高曽根線と土居高曽根線並びにこれに続く農道及び、市道的場南線並びにこれに続く農道及び市道土居高曽根線を下流に進み、関川大橋北端に至り、ここから同橋を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	24
58	イナズミ特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市大三島町宗方の県道大三島環状線と市道浜条線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、関前村島獣保護区界との交点で海岸線に出る。ここからその海岸線を西に進み、尾の崎を経て、更にその海岸線を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	18.8
59	高浜特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市高浜六丁目の県道松山港内宮線の高浜保育園正門前を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、高浜公園を経て、更に同県道を北東に約200メートル進み、農道との交点に至り、ここから同農道を東に約100メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約100メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に進み、同農道終点に至る。ここから標高点（50.0メートル）に至る直線をほぼ南に進み、同標高点に至り、ここから山道を南西に進み、農道に出る。ここから起点に至る直線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	5
60	大池周辺特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市北梅本の県道松山川内線と市道小野8号線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、悪社川を越えた最初の農道との交点に至り、ここから同農道を北に進み、市道小野39号線に出て、同市道を北に進み、市道小野11号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道小野9号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道小野146号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道小野8号線との交点に至る。ここから同市道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	119
61	瀬戸ふれあい交流センター特定猟具使用禁止区域（西宇和郡伊方町）	西宇和郡伊方町大久の国道197号の北側にある同町の所有地の区域一円	11
62	今田特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市城川町魚成の市道丸岡線と市道魚成線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道畑ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北東に進み、同町魚成5426番地の土地と同町魚成5856番地の土地との間を通る歩道との交点に至り、ここから同歩道を南東に進み、市道丸岡線に出て、同市道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	9
63	八日市特定猟具使用禁止区域（四国中央市）	四国中央市土居町津根の市道津根千拓線と市道小富士長津線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、桧川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、古子川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、藤原橋東端で県道壬生川新居浜野田線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道津根千拓線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	34
64	志津川特定猟具使用禁止区域（東温市）	東温市志津川の国道11号と市道志津川慈光寺線との交点を起点とし、ここから同国道を南西に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道西岡2号線との交点に至る。ここから同市道を北ないし北東に進み、市道西岡1号線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く農道をほぼ北に進み、市道志津川慈光寺線に通じる農道との交点に至る。ここから同農道をほぼ南に進み、同市道に出て、同市道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	38
65	由良野特定猟具使用禁止区域（上浮穴郡久万高原町）	上浮穴郡久万高原町二名乙 778番2、同町二名乙 786番1、同町二名乙 786番2、同町二名乙 787番4、同町二名乙 787番5、同町二名乙 787番6、同町二名乙 787番7、同町二名乙 787番8、同町二名乙 787番9、同町二名乙 787番10、同町二名乙 787番13、同町二名乙 787番16、同町二名乙 787番17、同町二名乙 787番18、同町二名乙 787番19、同町二名乙 787番20、同町二名乙 788番2、同町二名乙 791番1、同町二名乙 791番2、同町二名乙 791番3、同町二名乙 791番4、同町二名乙 791番6及び同町二名乙 791番7の通称由良野の森の区域一円	13.05
66	保江池特定猟具使用禁止区域（今治市）	今治市菊間町種4373、同市菊間町種4370及び同市菊間町種4368-1の区域一円	0.92
67	勝岡・太山寺特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市高浜町の石風呂特定猟具使用禁止区域（銃）界と県道松山港内宮線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、高浜特定猟具使用禁止区域（銃）界に至り、ここから同区界をほぼ北東ないし南東に進み、同県道に出て、同県道を北ないし南東に進み、運転免許センター前を経て、更に同県道をほぼ南東に進み、市道和気229号線に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道和気95号線に至り、ここから同市道を南に進み、市道和気96号線に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、国見峠特定猟具使用禁止区域（銃）界に至る。ここから同区域界をほぼ南西に進み、石風呂特定猟具使用禁止区域（銃）界に至る。ここから同区域界をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	378
68	神野久・永長特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町久枝の市道2級路線11号線と市道1級路線8号線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、肱川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、三島橋西端で県道宇和高山線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、市道旧町地区336号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道旧町地区355号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、孫惣池に至る。ここから同池岸を南西ないし北西に周回し、同池排水路に至る。ここから同排水路を北に進み、県道宇和高山線に出て、同県道を西ないし南西に進み、林道基野伴野線に至る。ここから同林道を北東に進み、小野田牧場南端の峠に至る。ここから稜線を西ないし北西に進み、三角点（368.9メートル）を経て、更に稜線を北東に進み、市道旧町地区147号線に出て、同市道を南東に進み、市道2級路線11号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	354.7
69	寺尾池特定猟具使用禁止区域（西条市）	西条市丹原町寺尾甲768区域一円	0.71
70	河原津特定猟具使用禁止区域（西条市）	西条市河原津の北新開橋南端を起点とし、ここから海岸線に沿って北東ないし南東に進み、防波堤、物揚場を経て、更にその海岸線を南東ないし南西に進み、市道河原津東線との交点に至る。ここから同市道を北西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	49
71	市場・上三谷特定猟具使用禁止区域（伊予市）	伊予市市場の国道56号と四国縦貫自動車道との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、市道稲荷下三谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道下吾川上野線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、四国縦貫自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域	351
72	東大栗特定猟具使用禁止区域（松山市）	松山市東大栗町の県道204号線と市道堀江115号線との交点を起点とし、同県道を北東ないし南東に進み、東大栗町農免道路との交点に至り、ここから同農免道路をほぼ北東に進み、旧松山市と旧北条市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、県道204号線との交点に至る。ここから同県道を南東ないし北東に進み、県道20号線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、夫婦山（387メートル）方向に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西に進み、市道五明1号線に出て、ここから同市道を西に進み、市道伊台53号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、伊台団体営農道との交点に至り、ここから同農道を南西に進み、通称伊台団体営農道蔵座間農道との交点に至り、ここから同農道を北西に進み、市道堀江3号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、県営かんがい排水事業第13工区調整水槽に通じる山道との交点に至り、同山道を南に進み、同調整水槽に至る。ここから長谷三等三角点（379.6メートル）に通じる稜線を西に進み、同三角点に至り、ここから市道堀江240号線に通じる稜線をほぼ北西に進み、市道堀江240号線に出る。ここから同市道を東に進み、市道堀江139号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道堀江8号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道堀江115号線に通じる農道との交点に至り、ここから同農道を北西ないし南西に進み、市道堀江115号線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	385
73	赤滝・オツボ池特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町稲生1130番地及び672番地の区域一円	2.34
74	北田池特定猟具使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町稲生658番地の区域一円	0.41

◎ 指定猟法禁止区域

3か所 44.8ha

番号	名称	区域	面積(ha)
1	犬塚池鉛製銃弾使用禁止区域（今治市）	旧今治市と旧玉川町との境界と農免農道下鴨部線との交点を起点とし、ここから同農道を西に進み、市道御作礼1号線に出て、同市道を北に進み、市道池尻線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道八幡犬塚線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道八幡線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道鳥越線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、旧今治市と旧玉川町との境界の交点に至る。ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	40
2	山田新池鉛製銃弾使用禁止区域（松山市）	松山市津吉町の尉之城登山道と山田新池堤頂西端との交点を起点とし、ここから同堤頂をほぼ北に進み、同池水門を経て、更に同堤頂をほぼ北東に進み、同堤頂東端と本谷川に出る歩道との交点に至る。ここから同歩道をほぼ南に進み、本谷川に出て、同川右岸を上流に約100メートル進み、同登山道に通じる歩道との交点に至り、ここから同歩道をほぼ西に進み、同登山道に至る。ここから同登山道を西に進み、山田新池1池を経て、更に同登山道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	1.8
3	杢所地区鉛製銃弾使用禁止区域（西予市）	西予市宇和町杢所の市道（宇）中川地区33号線と市道（宇）中川地区34号線との交点を起点とし、ここから同市道を西に進み、同市道の終点に至る。ここから奥池と山林との境界に通じる作業道をほぼ北西に進み、同境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同境界に続く山林と同山林に隣接する土地との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、市道（宇）立石地区4号線に続く稜線に至り、ここから同稜線を南東に進み、同市道に出て、同市道を南に進み、市道（宇）中川地区33号線との交点に至り、ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	3